

令和4年度指名停止業者一覧表  
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	公契約関係競売等妨害又は談合	神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番地 JFEエンジニアリング(株) 00-004701 代表取締役社長 大下 元	令和4年4月25日から 令和4年10月24日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号	令和4年4月20日	左記業者の使用人は、平成29年5月に沖縄県竹富町が発注した「竹富町東部第1区海底送水管更新工事」の入札を巡り、令和4年3月6日に官製談合防止法違反の容疑により逮捕された。
2	公契約関係競売等妨害又は談合	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 パシフィックコンサルタンツ(株)  代表取締役社長 重永 智之	令和4年5月24日から 令和4年11月23日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号	令和4年5月19日	左記業者の使用人は、富山県富山市が令和元年7月に発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の入札を巡り、令和4年2月14日、公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕された。
		東京都豊島区高田三丁目37番10号 (株)ジイケイ設計  代表取締役 須田 武憲				
3	公契約関係競売等妨害又は談合	大阪府大阪市西区西本町二丁目2番4号 (株)銭高組 00-003250 取締役社長 銭高 久善	令和4年6月23日から 令和4年12月22日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号	令和4年6月21日	左記業者の元使用人は、近畿中部防衛局発注の岐阜(2)評価施設新設建築その他工事の入札を巡り、令和4年5月31日に官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で在宅起訴された。
4	その他不正又は不誠実な行為	東京都品川区南品川一丁目3番9号 (株)大滝工務店 00-002413 代表取締役社長 大滝 雅次	令和4年6月28日から 令和4年7月27日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和4年6月24日	左記業者及び左記業者の使用人は、千葉県発注の航路浚渫工事において、令和3年10月16日に土運船に積載したバックホウを使用して土砂を岸壁に卸す作業中に、同土砂が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置を講じなかったことから、港則法違反で、令和4年6月1日付けで起訴され、同日付けで罰金刑の略式命令を受けた。
5	その他不正又は不誠実な行為	旭市ニの6292番地の4 藤英建設(株) 12-021845 代表取締役 藤代 剛志	令和4年7月14日から 令和4年8月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和4年7月12日	左記業者及び左記業者の使用人は、令和2年4月29日、旭市の工場ですレート屋根補修工事をする際、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼす恐れがあったのに、幅30cm以上の歩み板を設ける等の労働者の危険防止措置を講じず、作業員1名が死亡したことから、労働安全衛生法及び業務上過失致死罪により略式起訴され、令和2年12月28日付けで罰金刑に処せられた。また、このことが建設業法第28条第3項に該当するとして、当該業者は千葉県知事から令和4年6月23日付けで、営業停止処分を受けた。

令和4年度指名停止業者一覧表  
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
6	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区海岸3丁目20番20号 (株)西原環境 00-011565 代表取締役 西原 幸志	令和4年7月14日から 令和4年8月13日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和4年7月12日	左記業者は、愛知県豊橋市発注のいずみが丘処理場の運転保守委託業務において、令和3年8月19日、従業員に水量の確認作業を行わせるに当たり、作業中又は通行中の労働者がマンホールから転落することによる窒息等の危険を防止するため、必要な個所に高さ75センチメートル以上の丈夫なさく等を設けるなどの必要な措置を講じなかったことから、労働安全衛生法違反で令和4年5月10日付けで起訴され、令和4年5月23日付けで罰金刑の略式命令を受けた。
7	公契約関係競売等妨害又は談合	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号マルイト難波ビル (株)浅沼組 00-002438 代表取締役社長 浅沼 誠	令和4年8月26日から 令和5年8月25日まで (12か月)	第2条第1項 別表第2第5号	令和4年8月24日	左記業者の使用人は、千葉県市川市発注の市川市立塩浜学園の旧校舎取り壊し工事の入札を巡り、令和4年7月26日に公契約関係競売等妨害の容疑で千葉県警に逮捕された。
8	建設業法違反行為	東京都足立区柳原二丁目30番14号 (株)鈴木塗装工務店 00-000473 代表取締役 鈴木 英之	令和4年10月5日から 令和4年11月4日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号	令和4年10月3日	左記業者は、他の建設業者から請け負った大阪府内の民間塗装工事において、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結していた。このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和4年8月30日付けで、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止の監督処分を受けた。
9	独占禁止法違反行為	広島県広島市西区横川新町9番12号 中外テクノス(株) 00-020294 代表取締役 福馬 聡之	令和4年10月20日から 令和5年4月19日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第4号	令和4年10月18日	左記業者は、広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けた。
10	安全管理の不適切により 生じた工事関係者事故	船橋市高瀬町31番3号 (株)ティーエスケー 00-020009 代表取締役 竹内 一 千葉市若葉区若松町794番地26 開成ペインテックス(株) 00-027036 代表取締役 米畑 好博 東京都港区三田三丁目13番16号 世紀東急工業(株) 00-001962 代表取締役社長 平 喜一	令和4年12月8日から 令和5年1月7日まで (1か月)	第2条第1項 別表第1第7号	令和4年12月6日	左記業者が受注した夷隅土木事務所発注の「道路メンテナンス(道路附属物等)工事(浜行川歩道橋補修工)」において、令和4年6月30日、防水材塗布作業中に、下請業者の作業員が現場内でパーナーを使用したため、気化していた可燃性ガスに引火し火災が発生し、被災した作業員の内1名が死亡した。

令和4年度指名停止業者一覧表  
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
11	その他不正又は不誠実な行為	東京都文京区後楽二丁目2番8号 五洋建設(株) 00-001150 代表取締役社長 清水 琢三	令和5年2月6日から 令和5年3月5日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和5年2月3日	左記業者が元請けとして受注した「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において、作業員が令和3年7月9日に高所作業車から転落し負傷したことについて、左記業者の使用人は、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和3年8月19日に至るまで提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により起訴され、令和4年12月22日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
12	建設業法違反行為	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号 (株)水機テクノス 00-005438 代表取締役 原 毅	令和5年3月7日から 令和5年4月6日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号	令和5年3月3日	左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置し、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。
13	建設業法違反行為	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号 水道機工(株) 00-004311 代表取締役 古川 徹	令和5年3月7日から 令和5年4月6日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第8号	令和5年3月3日	左記業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置し、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。
14	その他不正又は不誠実な行為	長生郡長南町須田282番地 (株)いたくら商事 12-024599 代表取締役 板倉 慶宗	令和5年3月31日から 令和5年9月29日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第9号	令和5年3月29日	左記業者が、令和4年9月6日付けで千葉県長生農業事務所長と契約締結した「長南東部区画整理工事(その3)」において、再三にわたり工事担当者から工事着手を求めたが、一向に工事着手が認められなかった。また、下請業者を見つけることが出来ない等の理由から契約解除申出書が提出されたため、建設工事請負契約書第47条の3第12号の規定により、令和5年1月16日付けで契約を解除した。
15	贈賄 公契約関係競売等妨害又は談合	広島県広島市中区鶴見町4番25号 (株)増岡組 00-002218 代表取締役社長 増岡 聡一郎	令和5年3月31日から 令和5年9月29日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第2号 別表第2第6号	令和5年3月29日	左記業者の使用人は、広島県発注の県立高校改修工事の入札を巡り、令和5年2月22日に贈賄及び公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。